

2. 脳卒中(回復期医療を担う医療機関)

病期の区分	医療機能	各医療機関等に求められる事項	医療機関等の例
回復期	身体機能を回復させるリハビリーションを実施する機能	<p><選定基準></p> <p>次に掲げる事項を含め、該当する医療機関は関係する診療ガイドラインに則した診療を実施していることが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常勤のリハビリテーション科専門医又はリハビリテーション医学会認定臨床医(いずれも(公社)日本リハビリテーション医学会認定)が在籍すること ② 再発予防の治療(抗血小板療法、抗凝固療法等)、基礎疾患・危険因子の管理及び抑うつ状態や認知症などの脳卒中後の様々な合併症への対応が可能であること ③ 重篤な神経機能障害・精神機能障害等を生じた患者であっても、急性期病院からの受入れが可能となるよう、回復期の医療提供体制を強化すること ④ 失語、高次脳機能障害(記憶障害、注意障害等)、嚥下障害、歩行障害などの機能障害の改善及びADLの向上を目的とした、理学療法、作業療法、言語聴覚療法等のリハビリテーションが専門医療スタッフにより集中的に実施可能であること ⑤ 合併症の中でも、特に誤嚥性肺炎の予防のために、口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関等を含め、多職種間で連携して対策を図ること ⑥ 訪問リハビリテーションなどへの対応が可能なこと ⑦ 急性期の医療機関及び維持期・生活期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること ⑧ 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること ⑨ 再発が疑われる場合には、急性期の医療機関と連携すること等により、患者の病態を適切に評価すること ⑩ 担当の両立支援コーディネーターを配置し、産業医などの治療と仕事の両立支援に係る人材と連携し、脳卒中患者の就労支援を推進させ、生活の質の向上を目指すこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションを専門とする病院又は診療所 ・回復期リハビリテーション病棟を有する病院